

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年11月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 直江津ショッピングセンタービル  
所在地 上越市西本町三丁目153番13外  
設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
・株式会社イトーヨーカ堂  
（変更前）代表取締役 亀井 淳  
（変更後）代表取締役 戸井 和久
- 3 変更年月日  
平成26年5月15日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
平成26年10月31日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
（なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成26年11月21日から平成27年3月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp